

定住促進住宅管理条例制定等19議案を可決

二本松市議会12月定例会は12月6日から21日までの16日間を会期として開催されました。

今回提出された議案は条例制定、平成28年度補正予算など市長提出議案19件、また、委員会提出議案1件、議員提出議案3件でした。初日の市長の提案理由説明後、12日から15日まで一般質問が行われ、18名の議員が市政全般にわたって質問を行いました。15日から20日まで常任委員会が開かれ付託された議案を慎重に審査いたしました。審査の中で当局に対する質問、議員間の討論が行われ、委員会において採決を行いました。21日に本会議が再開され、各委員会に付託された案件について審査結果の報告がありました。討論の後、採決が行われ、市長提出のすべての議案は原案通り可決されました。

教育委員会委員の任命の同意については、全会一致で同意されました。また、人権擁護委員の推薦についても同様に全会一致で適任と認められました。委員会提出議案「免税軽油制度の継続を求める意見書」は全会一致で可決されました。議員提出議案3件については1件が可決、2件が否決されました。

条例

■二本松市定住促進住宅管理条例制定について

市内への定住促進を図ることを目的に、地方自治法の規定に基づき市が住民に賃貸する定住促進住宅及びその付帯施設並びに共同施設の管理に関し、必要な事項を定めるもの。

■二本松市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議員の期末手当について、国の人事院勧告及び県の人事委員会の勧告を尊重して、年間の支給割合を0.15月分引き上げ、3.2月とするもの。

■二本松市常勤の特別職の給与の支給等に関する条例及び二本松市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について

市長等特別職及び教育委員会教育長の期末手当について、国の人事院勧告及び県の人事委員会の勧告を尊重して、年間の支給割合を0.15月分引き上げ、3.2月とするもの。

■二本松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の給与については、4月にさかのぼり若年層に重点を置いた給料表の改定を行い、給料月額を0.045%引き上げ、また、期末・勤勉手当の年間の支給割合を4.25月とするもの。

■二本松市一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

特定任期付職員の期末手当について、国の人事院勧告及び県の人事委員会の勧告を尊重して、年間の支給割合を0.15月分引き上げ、3.2月とするもの。

■二本松市税条例の一部を改正する条例制定について

地方税法の一部改正に伴い軽自動車税のグリーン化特例の適用期間を1年間延長するもの。

■二本松市手数料条例の一部を改正する条例制定について

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

■二本松市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について

雇用促進住宅「あだち宿舎」の取得に伴い、新たに市営住宅として設置するため、所要の改正を行うもの。

■財産の取得について
雇用促進住宅「あだち宿舎」の土地及び建物を取得するもの。

補正予算

■二本松市一般会計補正予算（歳出の主なもの）

- ・臨時福祉給付金等給付事業の増 173,916千円
- ・敷地内保管除去土壌の仮置場移設等業務委託料の増 2,656,500千円
- ・森林除染対策事業委託料の増 1,703,000千円
- ・平成27年9月関東・東北豪雨に係る公共土木施設過年度災害復旧事業の増 33,000千円

◎二本松市教育委員会委員任命の同意

枘 智美さん（表・再任）

◎人権擁護委員候補者の推薦

菅野 勝子さん（渋川・再任）
堀川 英二さん（小沢・新任）
菅野 修司さん（太田・新任）

